

## いじめ防止基本方針

### 雪浦小学校いじめ防止基本方針

雪小いじめ防止スローガン【いじめは絶対に許さない、いじめられる子どもを守る】

<b>【目指す子ども像】</b> すなおで 礼儀正しい子 たくましく 学び合う子 あかるく 元気な子	<b>【教育目標】</b> 切磋琢磨の精神を継承し、 心豊かな、互いに学び合う、心身ともにたくましい 子どもの育成に努める。
---	---

<b>【PTAとの関連】</b> PTA 運営委員会 学校保健委員会 学級 PTA	<b>【いじめ対策委員会】</b> 校長，教頭，教務主任，生活指導主任， 養護教諭，学級担任 雪浦駐在署員 学校評議員（PTA 会長，地域の元教員等） 重大ないじめが発生した場合，市教育委員 会・関係機関と連携を図りながら対応にあ たる。	<b>【関連機関】</b> 市教育委員会 学校運営委員会 （つがねの会） 雪浦駐在所
--	---	--

<b>【いじめ対策委員会が取り組む主な内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ対策基本方針に基づくいじめの未然防止や対応について、校内の方針を決定し、年間計画の作成，実行，検証，修正を行う。</li><li>・いじめの相談・通報の窓口となり，個人面談や教育相談を実施する。</li><li>・いじめの疑いに係る情報があった場合には，会議を開いて，情報を迅速に共有し，関係者への事実関係を聴取し，指導や支援の体制・対策方針の決定及び保護者との連携といった対応を組織的に実行する。</li><li>・学校ホームページを活用して情報を発信し，児童や保護者・地域への意識啓発を行う。</li></ul>
---

<b>【いじめの防止】</b> 「いじめはどの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ，すべての児童を対象に，いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。 ＜教職員の取組＞ <ul style="list-style-type: none"><li>・校内指導体制の充実 （いじめの重大性を全教職員で認識し，校長を中心とした指導体制の確立）</li><li>・教師の指導力向上 （いじめハンドブック等を活用した研修の充実）</li><li>・人権意識と生命尊重の態度の育成 （すべての教育活動を通して，自己肯定感や自尊感情をはぐくむとともに社会性を 培い，共感的人間関係の構築を図る。）</li><li>・道徳的実践力を培う道徳教育の充実 （いじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳の指導の公開）</li><li>・家庭・地域社会，関係機関との連携強化 （学校の方針や取組の発信，定期的な家庭や地域との情報交換，評価の実施）</li></ul> ＜児童の取組＞ <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめを許さないという気もつをもち，学校生活を送る。</li><li>・様々な体験活動を通して，互いの良さや自己有用感を確かめ合う。</li></ul> ＜保護者の取組＞ <ul style="list-style-type: none"><li>・リーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し学級 P T A 活動や専門部活動で意識を高めあう。</li><li>・学校行事・授業参観・各種 P T A 行事へ積極的に参加し子どもたちの健全育成に努 める。</li></ul>
---

<b>【早期発見】</b> ＜教職員の取組＞ <ul style="list-style-type: none"><li>・教職員による観察と情報交換の実施による情報収集</li></ul>
--

(気づきカルテの活用, 生活指導委員会での情報共有)

- ・ 定期的な (学期に 1 回以上の) 生活アンケート調査と個人面談による情報収集と情報共有
- ・ 教育相談体制の整備と相談機関の周知  
(学校便りやホームページを活用した校内の相談窓口と校外の相談機関の周知)

<児童の取組>

- ・ いじめ相談ホットライン等の設置及びその他各種相談窓口について知る。
- ・ いじめを許さないという気もつをもち, 定期的なアンケートや面談を含め, いじめ等に関する情報はすぐに担任等に伝える

<保護者の取組>

- ・ いじめ相談ホットライン等の設置及びその他各種相談窓口について知る。
- ・ 学校, 関係機関等, ならびに地域の関係団体と連携する。

**【いじめに対する措置】**

<教職員の取組>

- 1 校内での情報の共有・正確かつ迅速な事実確認を組織的に行い, できるだけ速やかに事実を保護者へ連絡する。
- 2 いじめられた児童又はその保護者への支援  
事実関係聴取後, 心のケア, 様々な弾力的措置等守り通す対応, 保護者との情報の共有, 寄り添い支える体制をつくる。
- 3 いじめた児童への指導又はその保護者への助言  
組織的に, いじめをやめさせ, その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて, 心理的孤立感・疎外感を与えぬよう一定の教育的配慮の下, 特別な指導計画 (出席停止も含む) の他, 警察との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。  
また, 確実な情報を迅速に保護者に伝え, 継続的な助言を行う。
- 4 集団への働きかけ  
はやし立てたりおもしろがったりする存在「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中から, 「仲裁者」が現れるよう, 或いは, 相談する勇気をもつよう指導する。尊重し認め合う人間関係の構築に向けた集団づくりを行う。
- 5 継続的な指導  
いじめが解消したと思われる場合でも, 継続して十分な注意を払い, 適切な指導を継続する。
- 6 ネット上へのいじめの対応  
ネット上の不適切な書き込み等については, 被害の拡大を避けるため, 直に削除する措置をとる。また, 必要に応じ, 警察や法務局等と適切な連携を図る。

<児童の取組>

- ・ いじめられた児童は, 信頼できる人 (親しい友人や教員, 家族, 地域の人など) の支援を受け, 落ち着いた学校生活復帰に努める。
- ・ いじめた児童は, いじめは人格を傷つける行為であることを理解し, 自らの行為の責任を自覚し, 不安やストレスがあってもいじめに向かわない気もつを高める。
- ・ いじめを見ていた児童は自分の問題として捉え, いじめを止めることができなくても, 誰かに知らせる勇気を持つ。

<保護者の取組>

- ・ いじめ (いじめの芽) を発見したら, すぐに学校に知らせる。
- ・ いじめの情報については, いじめた児童, いじめられた児童等のプライバシーや尊厳の保持について, 十分に配慮する。
- ・ 学校等が行う調査に対し, 積極的に協力するとともに, P T Aの一員としての自覚をもつ, 学校と連携・協働して, 適切にいじめの問題に対応する。

**【いじめ解消後の見守り】**

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも, いじめられた児童およびいじめた児童に対して継続して十分な注意を払い, 折に触れ必要な指導や支援を行う。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して, 適時・適切な方法で, 継続して情報交換を続ける。

## いじめ対策年間計画

○（教職員間） □（児童，保護者）

月	いじめ対策に関わる取組	備考
4	○生活指導研修会，特別支援研修会（児童に関する情報共有） ○いじめ対策にかかる共通理解，基本方針についての検討， いじめ対策会議編成 □学級開き・学級のルールづくり □保護者へのいじめ対策説明と啓発 □歓迎遠足 縦割り班活動 □縦割り掃除開始 全校ランチルーム給食開始	職員会議 学級活動 PTA 総会，懇談会 縦割り班活動
5	○生活指導研修会，特別支援研修会（児童に関する情報共有） □家庭訪問実施 □真珠園の皆さんと花壇作り	縦割り班活動
6	○生活指導研修会，特別支援研修会（児童に関する情報共有） □ボランティア体験活動	心を見つめる教育 週間 縦割り班活動
7	○生活指導研修会，特別支援研修会（児童に関する情報共有） □第1回学校評価の実施 個人面談実施	児童，保護者の意 見集約
9	○生活指導研修会，特別支援研修会（児童に関する情報共有） □運動会を通した人間関係作り	縦割り班活動
10	○生活指導研修会，特別支援研修会（児童に関する情報共有） □地域通学合宿（4年生以上）を通した人間関係作り	縦割り班活動
11	○生活指導研修会，特別支援研修会（児童に関する情報共有） □真珠園の皆さんと花壇作り	縦割り班活動
12	○生活指導研修会，特別支援研修会（児童に関する情報共有） □人権集会に向けての取組 □第2回学校評価の実施	縦割り班活動  児童，保護者の意 見集約
1	○生活指導研修会，特別支援研修会（児童に関する情報共有） □春を迎える（学校行事）を通した人間関係作り □次年度新1年生体験活動（1年生と6年生との交流活動）	縦割り班活動
2	○生活指導研修会，特別支援研修会（児童に関する情報共有）	縦割り班活動
3	○生活指導研修会，特別支援研修会（児童に関する情報共有） ○保育園からの情報共有及び小・中連絡会 □卒業式に向けての取組	縦割り班活動

年間を通した「明るいあいさつ，元気な返事，美しい言葉づかい」の取組  
道徳指導重点指導事項「生命尊重」

## いじめが発生した場合の対応(フロー図)

### いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

### 情報をつかんだ人

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

### 担任・生活指導主任への報告

### 教頭・校長への報告

直ちに報告する

- 速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

### いじめ対策委員会

### 関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聞き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り組むべきものと判断した場合は、ためらうことなく所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

### 被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人と連携して、寄り添い支える体制をつくる。

### 加害児童への継続した支援

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

### 保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。